

# 鹿児島県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生できる地域社会の実現をめざして～

平成20年3月  
鹿児島県

# 目次

## 第1章 動物愛護管理の基本的考え方

### 第1節 計画策定の意義

- 1 計画の策定と意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2節 計画の期間と構成

- 1 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 講ずべき施策等

### 第1節 基本的な方針

- 1 動物愛護思想の定着の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 飼い主責任の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 動物取扱業者の社会的責任の徹底・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 関係者間の協働関係の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 施策の実行を支える基盤の整備・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2節 県勢の一般状況

- 1 総人口等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 年齢構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第3節 動物愛護管理行政の現状

- 1 犬の登録頭数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 犬の狂犬病予防注射実施率の推移・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 捕獲犬、引取犬・ねこ頭数の推移・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 返還率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 咬傷事故件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 苦情件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 動物取扱業の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 第4節 施策別の取組

- 1 動物の愛護及び管理の普及啓発・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 適正飼養の促進による動物の健康と安全の確保・・・・ 11
- 3 県民の健康と安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 所有者明示（個体識別）措置の推進・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 動物取扱業の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 産業動物の適正な取扱いの推進・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 災害時対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 8 人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 9 動物介在活動の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 10 動物由来感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 11 調査研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3章 数値目標等	
第1節 数値目標	18
第2節 主な取組	18
1 随時実施する取組	18
2 早期に実施する取組	18
参考資料	19

## 第1章 動物愛護管理の基本的考え方

### 第1節 計画策定の意義

#### 1 計画の策定と意義

本県における動物愛護管理行政は、昭和25年に制定された狂犬病予防法に基づき、主に犬、ねこその他動物による人の身体又は財産に対する危害防止を目的とした動物管理に重点が置かれてきました。また、動物の飼育目的も愛玩というよりも番犬等の使役目的が多く見られるという状況でした。

近年、動物を家族の一員として認識する飼い主が増えるなど、動物を取り巻く社会的状況は大きく変化しています。しかし、飼育動物に起因する近隣への迷惑行為、遺棄動物による野生動物等の生態系への影響など、依然として一部の心ない飼い主に起因する問題が少なくない状態にあります。

平成17年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、動物愛護管理法)では、国や各自治体が動物愛護管理行政を長期的な観点から推進するために、国においては「動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針」を策定し、各都道府県はそれに即した「動物愛護管理推進計画」を策定することが義務づけられました。県では、本年度同計画を策定するに当たり、幅広く意見を聴取して県政に反映させることを目的に、「鹿児島県動物愛護推進協議会」を設置しました。

このような状況のもと、本県の動物愛護管理のあり方について、新たな視点・発想から21世紀に進むべき方向、課題、基本的施策を長期的観点から明らかにするため、県民各界各層の意見を踏まえ、平成20年度を初年度とする長期計画を策定するものです。

#### 2 計画の性格と役割

この計画は、県行政の長期的、総合的なビジョンを踏まえ、動物の愛護及び管理に関する施策の方向性を示すものであり、将来の目標を明らかとするとともに、その実現に向けた展開方策を示すものです。

#### 3 計画の目標

この計画の目標は、『人と動物が共生できる地域社会の実現』とします。

## 第2節 計画の期間と構成

### 1 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

また、この計画の着実な実現を図るため、策定後5年目に当たる平成24年度を目途として、その見直しを検討します。

### 2 計画の構成

この計画は、「動物愛護管理の基本的考え方」及び「講ずべき施策等」をもって構成し、各般の施策を推進するに当たっての目安とするため、「平成29年度の数値目標」を示します。

(1)「動物愛護管理の基本的考え方」は、計画策定の意義、性格・役割、目標等を明らかにするものです。

(2)「講ずべき施策等」は、この計画を着実に推進し、その数値目標の実現を図るための基本的方針や施策別の取組みについて現状と課題を明らかにし、具体的な講ずべき施策を明らかにするものです。

## 第2章 講ずべき施策等

### 第1節 基本的な方針

動物愛護管理の基本的な考えに基づき、10年後の具体的数値目標、中長期的達成目標及び基本的な方針を設定し、動物愛護の具体的な施策を推進します。

#### 1 動物愛護思想の定着の推進

多くの県民が共感し、自主的に参加できる動物の愛護及び適正な飼養に関する施策を学校、地域、家庭等において展開します。

特に、近年、子どもたちから「動物を命あるものである」として考えることや動物と接することで動物に対する愛護の思想は急速に芽生え、ひいては「生命の尊重、友愛の情操」を育むといわれており、学校等における施策の展開が重要です。

#### 2 飼い主責任の徹底

飼い主は、「命あるものである動物」の所有者として十分に自覚し、その動物の適正な飼養に努めなければなりません。しかし、一部の心ない人による動物の不適正な飼養行為に起因した動物による人への危害や近隣への迷惑行為、さらには、動物への虐待行為や遺棄も後を絶たない状況です。このため、飼い主の社会的責任について啓発を図り、動物と周辺環境への配慮に基づいた適正飼養、繁殖制限、終生飼養等を推進するとともに、関係法規の周知徹底を図ります。

#### 3 動物取扱業者\*の社会的責任の徹底

動物取扱業者は、自ら動物の健康・安全の保持、動物の適正管理に努めるとともに、購入者に対しては、その動物の適正な飼養や保管等について分かりやすく説明しなければならない等、動物の愛護や適正飼養の実施・普及について果たす役割は大きく、社会的責任も重大です。

このことから、動物取扱業者の責務の徹底を図るため、的確な施策を展開します。

#### 4 関係者間の協働関係の構築

動物愛護管理に関する法律事務の多くは、地方公共団体の所掌とされていますが、動物に関する問題も複雑・多様化しております。それら問題に的確に対応するため、県、市町村、獣医師会等の関係機関、動物愛護団体、飼い主、動物愛護推進員等の多くの関係者が、それぞれの特性を生かした役割を明確にし、互いに連携協力して動物の愛護及び適正な飼養の施策を推進します。

#### 5 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策を推進するため、情報発信機能、相談窓口機能やふれあい体験機能の充実、動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護団体・業界団体などの育成支援を進めることにより、施策の実施体制のより一層の強化を図ります。

---

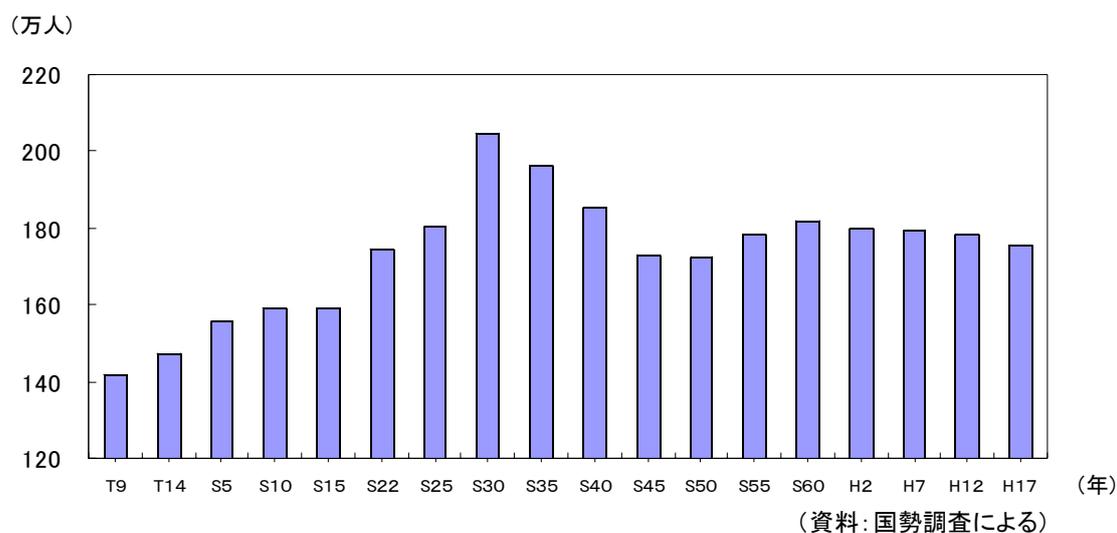
動物取扱業者：ペットショップ・ブリーダー等（販売）、ペットホテル・トリミング・ペットシッター等（保管）、レンタル等（貸出し）、しつけ（訓練）、動物園・水族館・サークル等（展示）を行う業者

## 第2節 県勢の一般状況

### 1 総人口等

本県の人口は、昭和30年の国勢調査時の約204万人をピークに、その後減少を続け、昭和47年には約170万人まで落ち込みました。しかし、その後増加に転じ、昭和60年には約182万人まで回復しましたが、その後また減少傾向を示し、平成17年には約175万人と、ピーク時の約85%の人口となっています。

#### ・県の人口の推移



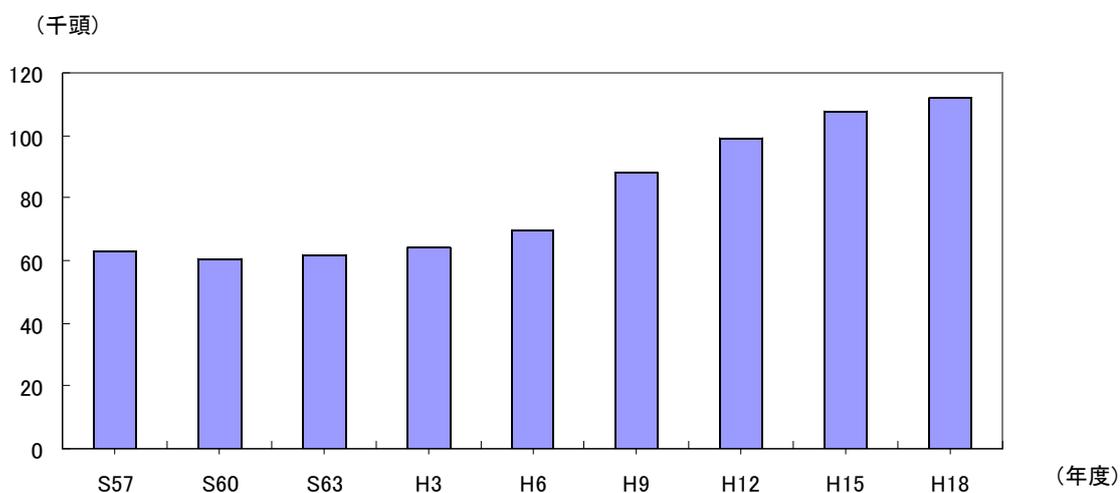
### 2 年齢構成

本県人口の年齢構成は、15才未満の人口の構成比が減少する一方で、65才以上の人口の構成比は増加し続けています。

平成17年の国勢調査では、15才未満の人口は14.4%であり、全国平均の13.7%とほぼ同程度でしたが、65才以上の人口は24.8%であり、全国平均の20.1%を大きく上回り、全国に比べ約10年高齢化が進行しています。

### 第3節 動物愛護管理行政の現状

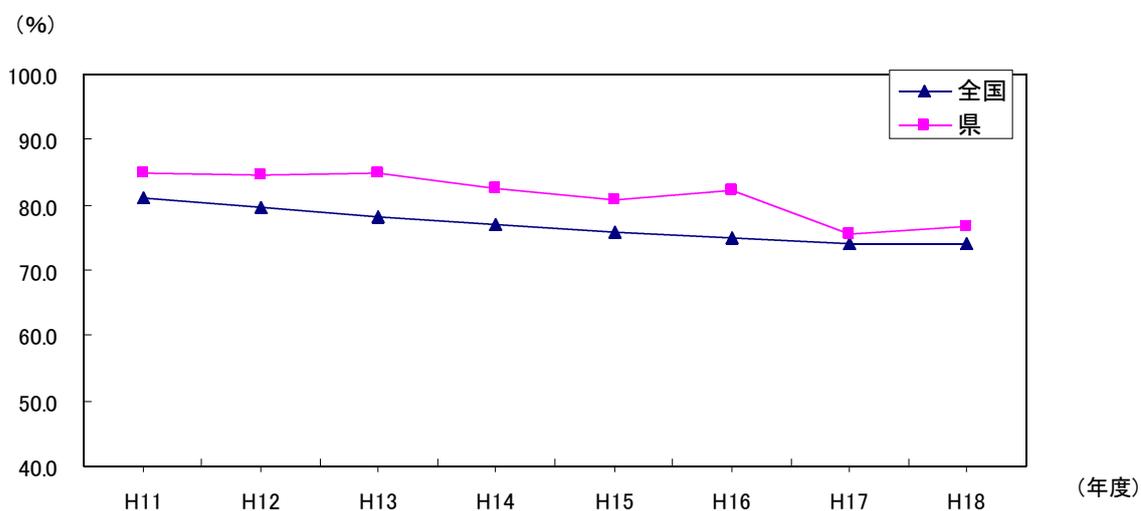
#### 1 犬の登録頭数の推移



(資料:鹿児島県保健福祉部生活衛生課・鹿児島市保健所生活衛生課による(以下,県・市生活衛生課による))

本県の登録頭数は、昭和57年度で62,936頭でしたが、平成18年度では112,257頭となり、約2倍に増加しています。

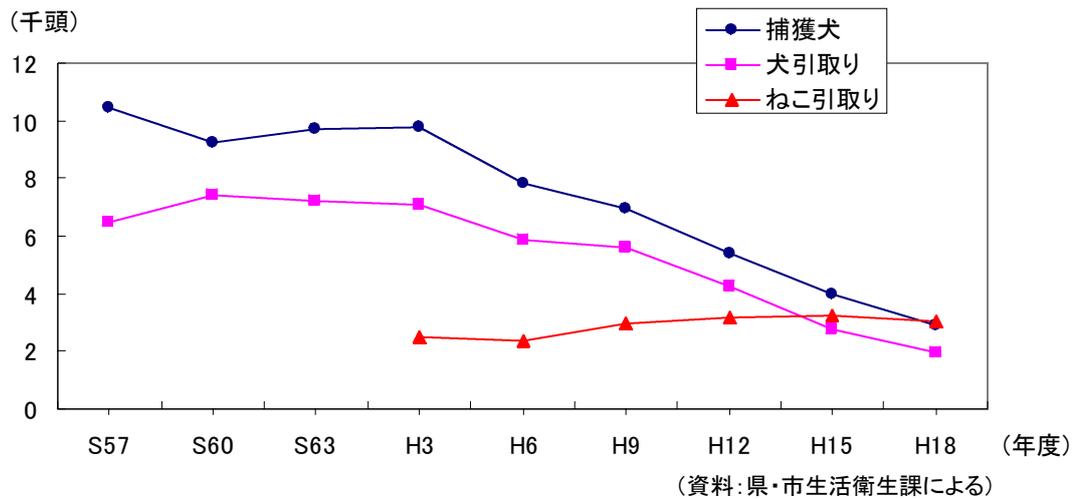
#### 2 犬の狂犬病予防注射実施率の推移



(資料:県・市生活衛生課による)

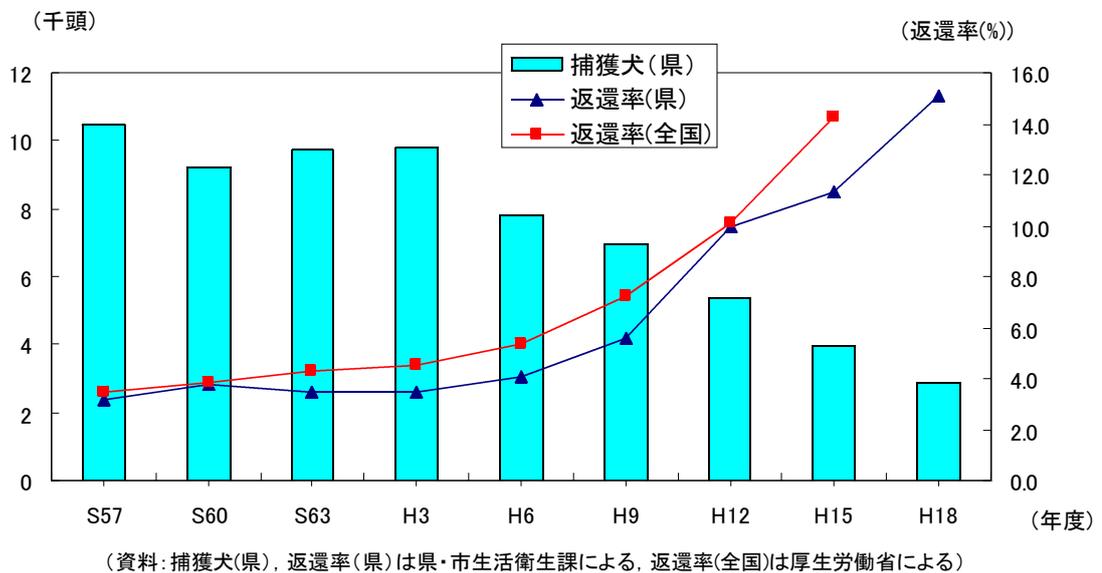
本県の登録頭数に対する狂犬病予防の注射実施率は、平成11年度は県で84.8% (82,365頭)でしたが、平成18年度は76.6% (85,996頭)と低下しています。

### 3 捕獲犬、引取り犬・ねこ<sup>※1</sup>頭数の推移



本県の捕獲犬は、昭和57年度の10,476頭、引取り犬は昭和60年度の7,440頭をピークにその後どちらも減少し、平成18年度には捕獲犬2,915頭、引取り犬1,986頭となっています。引取りねこは、平成3年度は2,481頭でしたが、平成18年度は3,011頭となっています。

### 4 返還率<sup>※2</sup>の推移

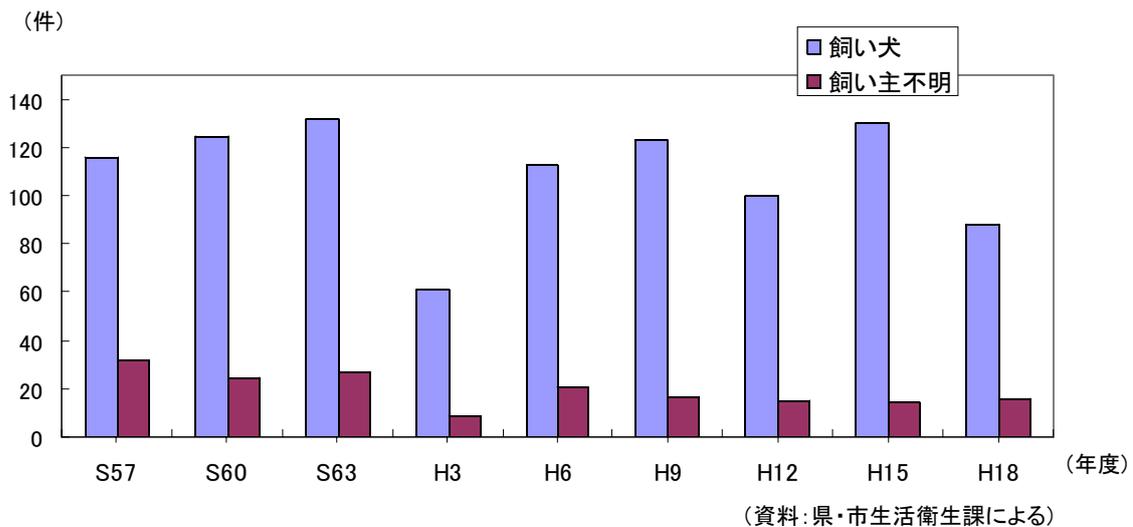


本県の捕獲犬頭数は、毎年度減少しています。返還率は昭和56年度の3.2%から平成18年度には15.1%と上昇していますが、全国と比較するとやや低い状況です。

1 引取り犬・ねこ：動物愛護管理法の規定に基づき、所有者が都道府県等へ引き取りを求め、都道府県知事等が引き取った犬又はねこ

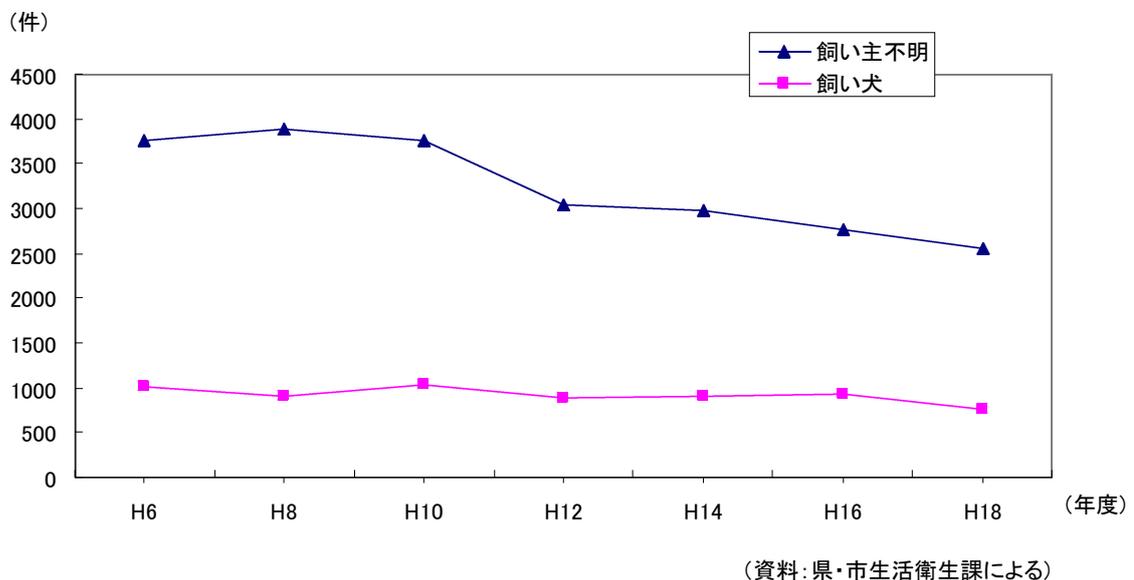
2 返還率：捕獲された犬のうち、飼い主が名乗り出たものの頭数の割合

## 5 咬傷事故件数の推移



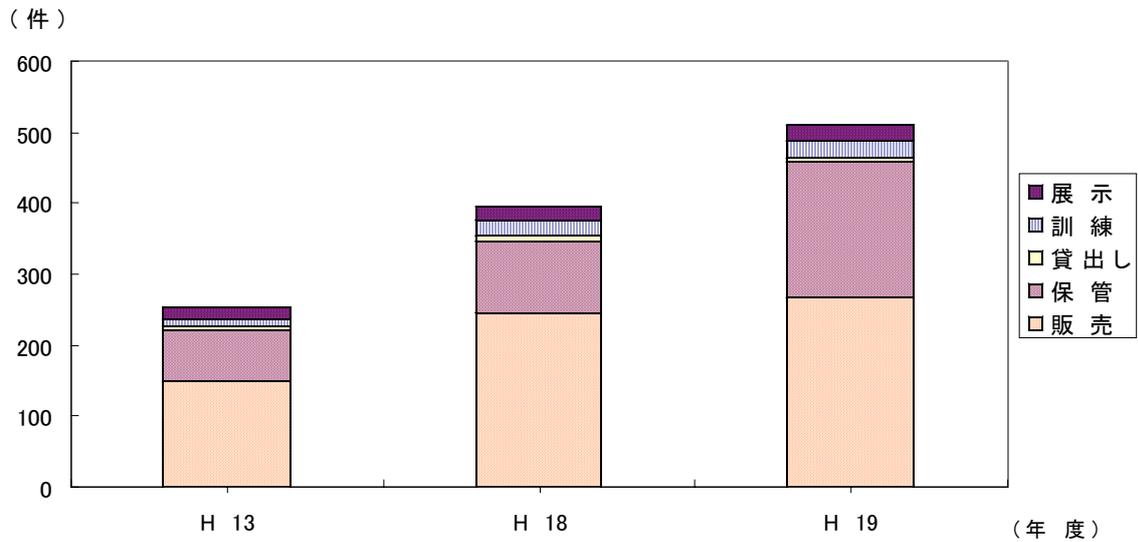
本県の咬傷事故件数は、飼い犬によるものが多く発生し、毎年度60～130件発生し、飼い主不明犬によるものは、毎年度10～30件発生しています。また、平成13年度に1件、死亡事故も発生しました。平成16年度から平成18年度の3年間に咬傷事故を起こした飼い犬の狂犬病予防注射率は、約56%(鹿児島市を除く)でした。

## 6 苦情件数の推移



本県の飼い主不明犬による苦情は、平成6年度から平成10年度まで4,000件弱で推移していましたが、その後減少し、平成18年度は2,546件となっています。飼い犬による苦情は約800件～1,000件で推移していましたが、平成18年度は769件とやや減少しています。

## 7 動物取扱業の登録の推移



(資料：県・市生活衛生課による)

平成18年度の改正法施行によりペットショップ、トリミング業、訓練業、展示業などが動物取扱業としての登録が必要となりました。

平成19年9月1日現在の登録件数は511件(販売 267, 保管 190, 貸出し 7, 訓練 23, 展示 24)です。

## 第4節 施策別の取組

### 1 動物の愛護及び管理の普及啓発

#### (1) 現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く県民が、動物の虐待の防止と動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要です。

このため、県では、これまで動物の愛護及び管理に関する様々な普及啓発事業を行ってきました。特に近年、子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いが生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から有益であるとの指摘もあり、小学生を対象とした動物愛護図画コンクールや学校を訪問して動物との正しい接し方についての動物愛護教室を開催しています。ボランティア団体も、それぞれの立場で様々な活動を行っています。しかしながら、動物の愛護及び管理に関する県民の理解は今のところ十分とは言えない状況にあります。また、学校では、飼育動物の生理や習性に基づいた飼養管理や病気になった場合の治療に関する知識をもつ専門家がない状況です。県、市町村、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の関係者が連携協力し、さまざまな機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められています。

一方、ノーリードでの散歩やふんを持ち帰らずに放置するなどの飼い主の行為によるトラブルも発生しており、飼い主のモラル向上についての啓発を図る必要があります。

また、実験動物を取扱う施設があることから、適正な取扱いを周知する必要があります。

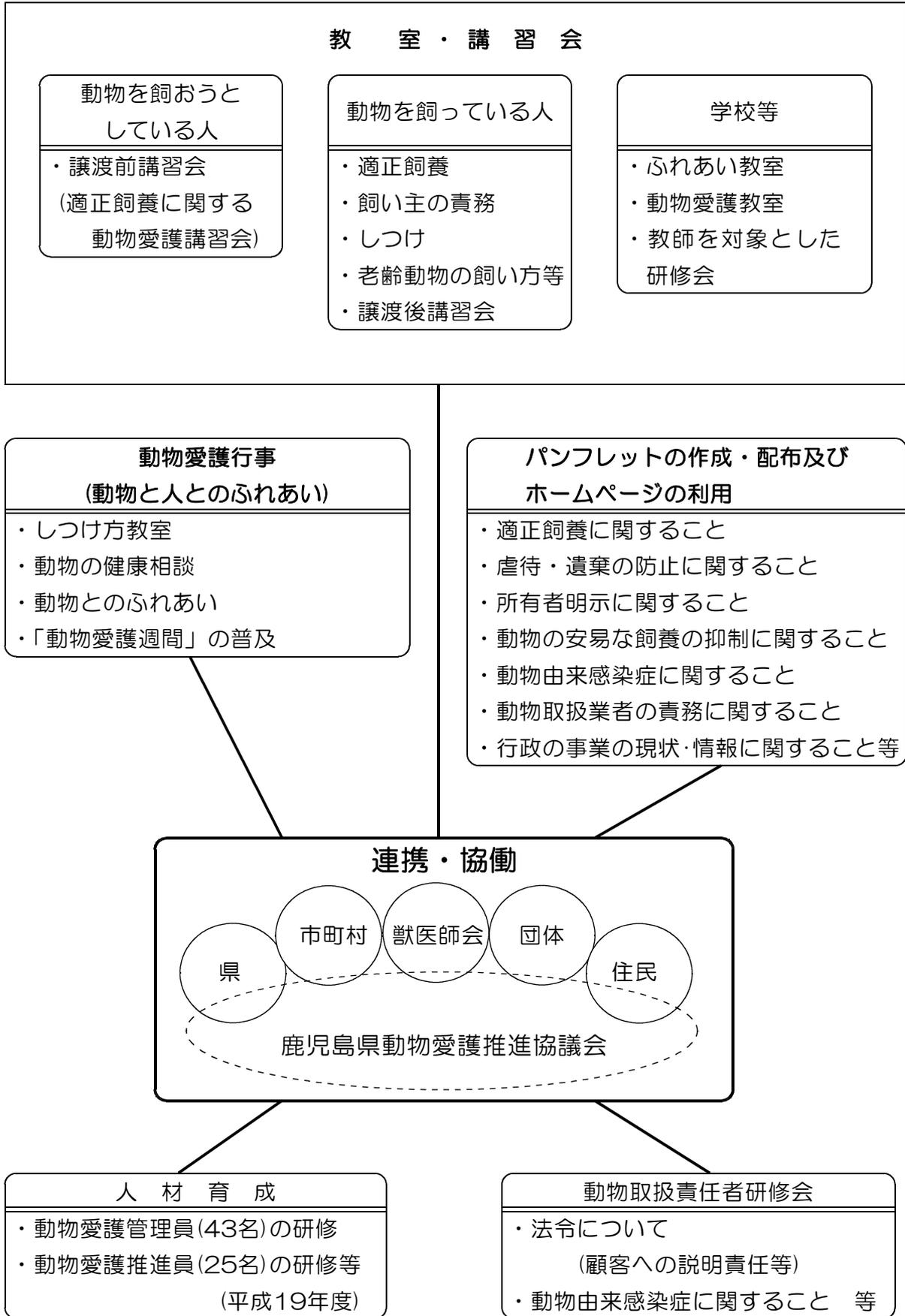
#### (2) 講ずべき施策

- ① 飼い主のモラル向上についての啓発活動を行います。
- ② 各種啓発資料の作成、ホームページ上での情報提供等により、動物愛護思想の普及啓発に関する教育活動や広報活動を実施します。また、実験動物については、実験動物の取扱いの基本的考えである「3Rの原則<sup>\*</sup>」の周知に努めます。
- ③ 学校での動物愛護思想の普及啓発や飼育動物支援のため、行政、教育委員会、獣医師会による協議会を設置し、児童を対象にした動物愛護教室の充実を図るとともに教師を対象とした研修会を開催します。
- ④ 県内で活動する民間ボランティア団体についての情報を収集し、連携を図ります。

---

<sup>\*</sup>3Rの原則：代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）

# 【動物の愛護及び管理の普及啓発の促進】



## 2 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

### (1) 現状と課題

平成18年度末現在で、県内では112,257頭の犬が狂犬病予防法に基づき登録されています。全国ペットフード工業会の調査では、ねこについても多くの頭数が飼育されていると報告されていることから、多くの県民が動物を飼育していると考えられます。

これまで、県では適正飼養を推進するための様々な取り組みを行ってきましたが、依然として犬に関する苦情が保健所等に多く寄せられており、平成18年度には2,915頭の犬が捕獲されています。

また、犬及びねこの引取り頭数は、平成18年度で犬1,986頭、ねこ3,011頭でした。近年、その数は大幅に減少しましたが、そのほとんどが殺処分されており、更なる改善が求められています。

なお、県・鹿児島市では捕獲・引取りした犬等について、飼い主への返還や、新たな飼い主探しをしています。平成18年度に返還された犬は441頭（捕獲された犬の15.1%）であり、新たな飼い主に譲渡されたのは犬は267頭、ねこは24頭でした。

適正飼養のための各種啓発や講習会を実施し、動物飼養の責務について県民の認識を深める必要があります。県・鹿児島市では、返還率の向上や、譲渡を推進することにより犬・ねこの殺処分数を減らす施策が求められています。

### (2) 講ずべき施策

- ① 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等を図るとともに、市町村や関係機関・団体等とも連携して遺棄及び虐待の防止を図ります。
- ② 犬及びねこの引取り数を減らすため、みだりな繁殖を防止するための不妊・去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底等について、飼養者に対して啓発します。
- ③ 捕獲抑留犬について、狂犬病予防法に基づく市町村での公示の外、関係機関と連携し、情報の共有を図ります。
- ④ 今後も譲渡を推進する上で、成犬の譲渡について譲渡基準を作成し、譲渡後のトラブル発生を未然に防止する体制を整備します。

## 3 県民の健康と安全の確保

### (1) 現状と課題

狂犬病は、日本、英国、スカンジナビア半島など一部の地域を除くほとんどの地域で発生しており、発症すると有効な治療がなくほぼ100%死に至るとても恐ろしい病気です。流通の国際化により国外との行き来が頻繁になった日本において、人や動物の移動により海外から狂犬病が持ち込まれることも否定できない状況です。このことから、狂犬病予防注射の徹底を図る必要があります。

また、動物の不適正な飼養については、周辺的生活環境を損なうだけでなく、時に

は人の生命、身体又は財産に被害を与えることもあります。犬による咬傷事故は県内でも毎年多く発生しており、特に平成13年には初めて死亡事故も発生していることから、独自に「犬による咬傷事故対応マニュアル」を作成して発生防止に取り組んできました。しかし、加害犬のほとんどは飼い犬であることや、保健所に寄せられる飼い犬に関する苦情のうち「放し飼い」が最も多いことを考えると、これまで以上に飼養者に対し徹底した指導が望まれます。特に、特定動物\*については、危険性が高いことから徹底した飼養管理が求められています。

みだりな繁殖等により適切な管理ができない状態の多頭飼育については、咬傷事故や、鳴き声、ふん尿などにより周辺住民の日常生活への影響等の問題が懸念されることから、市町村と連携し、早期発見に努めるとともに継続的な指導を行う必要があります。

また、所有者不明のねこに起因した苦情もあることから、対策が求められています。

## (2) 講ずべき施策

- ① 市町村、獣医師会等と連携して、犬の飼育者に対し、狂犬病予防法に基づく義務として登録と狂犬病予防注射の徹底や啓発に努めます。
- ② 犬の放し飼いなど不適正な飼養をしている飼い主に対し指導を強化するとともに、過去の咬傷事故の発生原因の分析、咬傷事故発生時及び事故後の指導や調査項目等の検討、飼い犬の飼養状況調査等を実施した上で、犬による咬傷事故対応マニュアルを改正し、発生防止のために指導や啓発に努めます。
- ③ 特定動物の飼養施設に対する監視を適切に行い、不適正な取扱い等が認められた場合は、速やかに改善指導を行います。また、逸走通報時、関係機関が協力し、確保・保護の対策が適切に講じられるよう、平常時から警察等と情報の共有に努めます。
- ④ 多頭飼育者については、市町村と連携し、適切な飼養頭数や周辺の生活環境の保持について、継続的な指導に努めます。また、地域住民の協力を得て早期把握に努めます。
- ⑤ 所有者不明のねこの実態把握を行い、適正管理のあり方等を検討し、それについてのルール作りを行います。

## 4 所有者明示（個体識別）措置の推進

### (1) 現状と課題

平成15年度、内閣府が実施した動物愛護に関する世論調査によると、犬・ねこの所有者の明示の実施率は、全国では約25%ですが、本県では、ほとんど実施されていない状況です。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、迷子になった動物の所有者の発見を容易にするだけでなく、盗難及び迷子の発生の防止になると考えられます。また、所有者を明確化することによる所有者の意識の向上等を通じて、所有者のモラルの向上にも寄与すると考えられます。このような所有者明示措置の意義及び役割等についての県民の理解を深め、所有者明示の実施率の向上を図る必要があります。

---

特定動物：人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として政令で指定。現在、ほ乳類、鳥類及びは虫類に係る約150属・650種が選定されている。

## (2) 講ずべき施策

- ① 犬に関しては、狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票の装着義務の徹底を図ります。
- ② 所有者明示の必要性に関する啓発を行うことにより、所有者明示の向上を図ります。

## 5 動物取扱業の適正化

### (1) 現状と課題

従前の動物取扱業に係る届出制の下では、不適切な動物の取扱いや、改善命令等を行っても改善が見られないなどの悪質な事例が一部で見られ、この他の事例においても、動物取扱業の施設管理の水準の向上が必要な状況にありました。このため、平成17年に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業については、それまでの届出制から登録制になったところです。平成19年9月1日現在、511件が登録されています。

また改正に伴い、各施設に配置される動物取扱責任者については、県が行う動物取扱責任者研修会の年1回以上の受講が義務づけられたことから、動物取扱業者の資質を向上させるための手段として期待されます。

また、法改正の趣旨を踏まえ、動物取扱業の一層の適正化を図るため、監視指導に努める必要があります。

### (2) 講ずべき施策

- ① 動物取扱業者に対し、標識の掲示、販売時における事前説明、飼養動物の適正な保管・管理などについて定期的に監視・指導を行うとともに、県民への周知を図ります。
- ② 動物取扱責任者研修会等を通じ、動物取扱業界のレベルアップを図ります。

## 6 産業動物の適正な取扱いの推進

### (1) 現状と課題

本県は、我が国の食料生産基地としての役割を果たしており、特に畜産業に関しては、豚の飼育頭数が全国で一位という状況です。動物の愛護及び管理の観点から、牛、豚、鶏などの産業動物としての適正な取扱いについては、環境省が『産業動物の飼養及び保管に関する基準』を示しており、今後、農家等に対して同基準等の周知を図る必要があります。

なお、農林水産省もアニマル・ウェルフェア<sup>\*</sup>の観点から、産業動物の取扱いに関する指針の策定中です。

### (2) 講ずべき施策

産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性について普及啓発を図ります。

---

<sup>\*</sup>アニマル・ウェルフェア：動物の福祉・家畜の福祉を考える分野のこと。

## 7 災害時対策

### (1) 現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われています。

県では、平成16年の新潟県中越地震発生等を受け、関係団体と「震災時の動物救護対策」について協議し、また、災害時における県民の生命、身体及び財産保護を目的とした『鹿兒島県地域防災計画』の中に家庭で飼育されている動物の救護等に関する規定を盛り込んだところです。

本県は地震、台風、豪雨、火山噴火災害など過去に様々な災害を経験しており、今後、災害発生時の対応が関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制づくりに努める必要があります。

なお、特定動物に関しても、許可申請時に災害発生時の対応に関する資料を添付することを求めており、特定動物が逃げ出して人の身体又は財産に危害を加えないような体制整備づくりを指導しています。

また、産業動物に関しても、動物福祉の観点から関係機関団体等による動物の救護等の体制整備が望まれます。

### (2) 講ずべき施策

- ① 災害時における動物の取扱いに関して地域防災計画に位置付け、動物の救護等が適切に行うことができるよう市町村や関係団体等との連携・協力体制を整備するとともに、災害発生時の救援マニュアルを策定します。
- ② 動物の救護が円滑に進むように、所有者明示や逸走防止等、飼い主責任の徹底に関する措置や移動用の容器、非常食の準備等、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に基づく緊急時対策の実施を推進します。
- ③ 特定動物に関する対応について、各許可施設の定期的な監視による緊急時対策の確認を行います。
- ④ 災害時の産業動物の避難について、関係機関団体等により動物の救護等が適切に行えるような体制整備を促します。

## 8 人材育成

### (1) 現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされています。本県では、条例で『動物愛護管理員』と位置づけ、平成19年度43名の職員を配置しています。

動物の愛護及び管理に関する施策は、幅広く地域に根付いた形で動物の愛護及び管

理が広がっていくことが期待されています。そこで、平成19年度、県・鹿児島市において、動物愛護推進員（以下、推進員）として25名を委嘱し、ボランティアによる動物愛護の推進を図る予定です。

また、譲渡に先立ち実施している動物愛護講習会を通じて、適正飼育に関する地域における模範的飼養者の育成に努めています。平成18年には277名が受講しましたが、現状では譲渡時のみの情報提供に終わっていることから、継続的な情報提供を図る必要があります。

動物愛護管理に関する施策の推進のためには、動物愛護管理員、動物愛護推進員等動物愛護推進に携わる関係者の資質向上と幅広い連携が重要な課題となっています。

## （２）講すべき施策

- ① 譲渡を受けた方に対して、しつけ方教室の開催や追跡調査等を通じて模範的飼養者の育成に努めます。
- ② 県・鹿児島市において、推進員の委嘱を行うとともに、推進員の活動の支援母体である鹿児島県動物愛護推進協議会においては、推進員の推薦や、推進員相互の連携体制の整備、活動計画の協議調整に努めます。
- ③ 動物愛護管理行政担当者の専門的な知識や技術の習得に努めます。

## 9 動物介在活動の支援等

### （１）現状と課題

近年、動物が人に与えるやすらぎ効果を利用し、高齢者や障害者のリハビリ訓練や治療の一環として、犬やねこなどの動物とのふれあい活動がアニマルセラピーとして注目を集めています。県内でも、福祉関係施設等の訪問活動を行うグループが活動し、動物とのふれあいを通じて、やすらぎや活力を与えています。このような活動に携わる動物の育成、保健衛生の確保及びその役割の重要性に関する社会への周知など、動物愛護の観点からもその活動について側面的な支援協力を行う必要があります。

また、平成14年10月から「身体障害者補助犬法」が施行され、全ての公共施設や公共交通機関が、平成15年からは店舗や宿泊施設など、不特定多数の方が利用される施設でも補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受け入れが義務づけられました。さらには、平成20年10月からは事業所又は事務所で働く方の補助犬についても受け入れが義務づけられます。この法律が施行されて5年以上が経過しておりますが、未だに制度の周知が十分でないところも見受けられます。

なお、平成20年4月からは都道府県等に補助犬受け入れについての苦情相談窓口を設置することとされています。

さらに、犬やねこの愛玩動物を同伴し、宿泊施設などの利用を希望する飼養者もいることから、受け入れ可能な施設では、適切な管理が行われる必要があります。

### （２）講すべき施策

- ① アニマルセラピーなど動物介在活動の役割や重要性について県民への普及・啓発を支援します。
- ② 不慮の事故や動物由来感染症の発生防止等に十分に配慮した動物介在活動ができるよう支援します。
- ③ 補助犬が身体障害者の自立や社会参加の促進に果たしている役割等について県民の理解を深める取組を進めます。
- ④ 愛玩動物同伴可能な宿泊施設等については、適切な受入体制の整備や利用が図られるよう指導・助言に努めます。

## 10 動物由来感染症対策

### (1) 現状と課題

近年、エイズやエボラ出血熱といった新たな感染症（新興感染症）の発生や、結核など既に制圧された感染症が再び猛威を振るう（再興感染症）など、さまざまな感染症が発生しています。その多くは動物由来感染症であり、動物との適切な接し方に関する普及啓発がより重要となってきています。特に、体験農場等で腸管出血性大腸菌 O157 に集団で感染したり、鳥の展示施設で大規模なオウム病感染が発生するなど、動物取扱業が原因施設となる感染症も全国的に発生しています。

また、福祉関係施設等において動物介在活動を行うボランティア団体等の活動も行われるようになってきていることから、感染症予防対策の必要性が高まっています。

### (2) 講ずべき施策

- ① 動物介在活動を行うボランティア団体等の実態を把握するとともに、動物由来感染症予防対策に係るガイドラインを作成します。
- ③ ホームページを活用して、動物由来感染症の予防方法について啓発を図ります。
- ④ 動物とのふれあい施設等での動物由来感染症予防を図ります。

## 11 調査研究の推進

### (1) 現状と課題

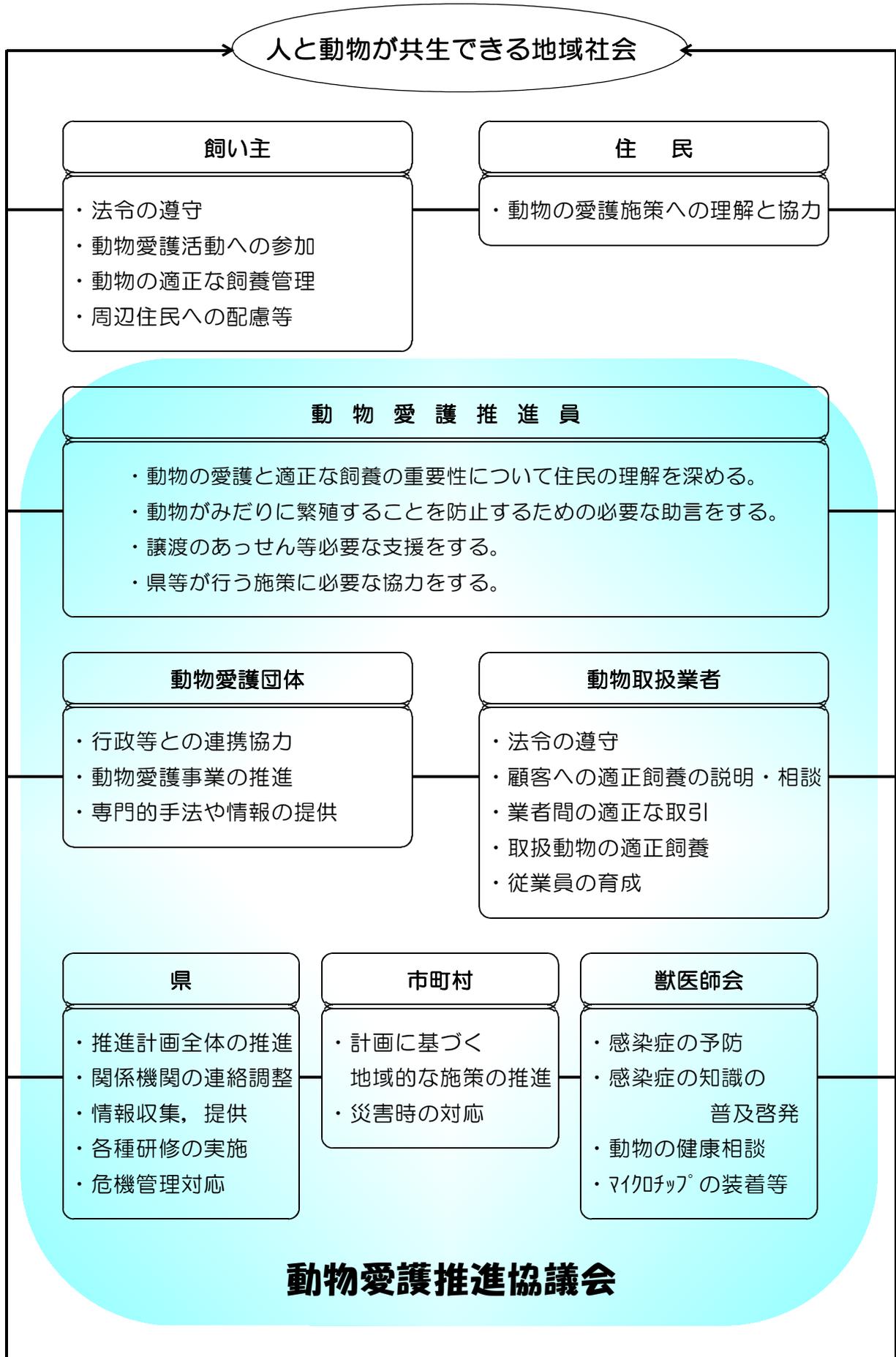
動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、関係学会等は広範にわたっています。

多くの県民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する調査研究を推進する必要があります。本県には動物愛護行政の中核となるべき施設がなく、これまで調査を行う場合は各保健所が独自で行ってきました。本県には獣医学科を有する鹿児島大学や国の研究機関もあることから、今後はこれらの機関との協力体制の整備が望まれています。

### (2) 講ずべき施策

県レベルにおいて連絡協議会等を設置すること等により、行政機関と関係学会等の学術研究団体及び調査研究機関との連携を図ります。

# 【 関 係 者 の 役 割 】



### 第3章 数値目標等

#### 第1節 数値目標

本県では、犬・ねこの引取りを半減するとともに、返還・譲渡等を進めることにより殺処分頭数の半減を図ります。

事 項	平成18年度実績	平成29年度目標
犬の捕獲頭数	2,915	半減
犬・ねこの引取頭数	4,997	半減
捕獲犬の返還率	15.1%	倍増
犬・ねこの譲渡率 <sup>※</sup>	3.8%	倍増
殺処分頭数	7,184	半減

#### 第2節 主な取組

##### 1 随時実施する取組

- (1) 飼養者に対する適正飼養等に関する講習会の開催
- (2) 各種ホームページの整備

##### 2 早期に実施する取組

- (1) 学校での動物愛護思想などの普及啓発のための協議会の設置
- (2) 地域防災計画への飼育動物に関する事項の追加
- (3) 災害発生時の救援マニュアルの策定
- (4) 犬による咬傷事故対応マニュアルの改正
- (5) 動物由来感染症予防対策に係るガイドラインの作成
- (6) 成犬譲渡の体制の整備

---

：犬・ねこの譲渡率 = 犬・ねこの譲渡頭数 ÷ {(犬の捕獲頭数 + 犬・ねこの引取頭数) - 捕獲犬の返還頭数} × 100

## 参考資料

- ・ 県政モニターアンケートの概要
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
- ・ 動物の愛護及び管理に関する条例
- ・ 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則
- ・ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
- ・ 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置
- ・ 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置
- ・ 動物の処分方法に関する指針
- ・ 展示動物の飼養及び保管に関する基準
- ・ 産業動物の飼養及び保管に関する基準
- ・ 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
- ・ 狂犬病予防法
- ・ 犬による咬傷事故対応マニュアル

### 【相談窓口】

#### 1 県の機関

名称	所在地	電話番号
県庁保健福祉部生活衛生課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2788
指宿保健所	指宿市十二町301	0993-23-3854
加世田保健所	南さつま市加世田村原2丁目1-1	0993-53-2315
伊集院保健所	日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-2332
川薩保健所	薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3167
出水保健所	出水市昭和町18-18	0996-63-3111
大口保健所	大口市里53-1	0995-22-1452
始良保健所	霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7960
志布志保健所	志布志市志布志町志布志2丁目1-11	099-472-1021
鹿屋保健所	鹿屋市打馬2丁目16-6	0994-43-3107
西之表保健所	西之表市西之表7590	0997-22-0777
屋久島保健所	熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2024
名瀬保健所	奄美市名瀬柳町2-1	0997-52-5411
徳之島保健所	大島郡徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149
加世田畜犬管理センター	南さつま市加世田唐仁原1930	0993-53-4125
宮之城畜犬管理センター	薩摩郡さつま町船木4991-3	0996-53-3174
牧之原畜犬管理センター	霧島市国分上之段2422	0995-48-2112

#### 2 鹿児島市

名称	所在地	電話番号
鹿児島市保健所	鹿児島市鴨池2丁目25-1-11	099-258-2321
鹿児島市動物管理事務所	鹿児島市田上町3910	099-264-1237